

午前11時10分再開

○議長（中島秀樹君） 休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続行いたします。

次に、11番柴山恭子議員の質問を許可します。11番柴山恭子議員。

（11番柴山恭子君登壇）

○11番（柴山恭子君） きノウ、早朝、北海道震度7。亡くなられた方々に、そして、被災された地域の皆様に心よりお見舞い申し上げます。

地震、台風、豪雨と自然災害に絶え間なく襲われる日本列島。どうなってしまうのかと、とても不安です。備えなければと小さな力しかなくとも、やれることは、みずからやることこそが、きっと、いざというとき、守ってくれるのだと信じます。

平成3年、大型台風は、すさまじい風で電柱を倒し、山の木をなぎ倒し、家屋を吹き飛ばし、甚大な被害が出ました。大平山の木も倒れてしまい、もともと、カヤ取り場であった大平山ですが、政策によりスギが植えられ、立ち入りが制限されていました。私たち、立石商工青年部は大平山がどのような状態なのか、調査のため、頂上を目指しました。先頭が草をなぎ払い、風倒木の枝を落としながらの登りはとても苦しかったのを覚えています。そして、以後、毎週日曜日、立石小校歌にある大平山頂上を目指す草刈りを始めました。けもの道のような小さな狭い道ではありましたが、何とか通れるようになり、みんなに山を知ってもらうため、イルミネーションをつけました。これが頂上ですよとわかるようにです。それ以降、毎年私たちは12月後半より、頂上にイルミネーション、元旦に日の出に登ってこられる皆様にぜんざいの接待をすることにしました。毎年毎年今も続けられる行事です。ことしは1,000人近い皆さんとともに初日の出を拝みました。3億円の予算がつき、大平山は公園化されました。前森田市長、当時は県議だったと思います。公園化することより、これをどう管理できるかが難しい。立石がどう頑張れるかだと言われたのです。そこで、当時、立石振興会は100人体制で環境センター側より頂上を目指す草刈りを、立石商工振興会は60人体制で安川側からの安見ヶ城を含め頂上を目指す草刈りを、女性の会はそれに続き草の後始末と月2回のトイレ掃除を担当します。しかし、九州北部豪雨により環境センター側からの作業道は斜面が崩れ通れなくなりました。自分たちでできることは、クレーン車や農作業車を使い、どうにか軽トラックが登れるようになりましたが、どうしても自分たちの力ではできないところがありました。安川からは復旧しましたが、環境センター側からは登れなくなったのです。

7月22日、立石コミュニティ、環境センター側からの草刈りは中止となりました。次の草刈りは10月14日。役員会で、危険であれば中止し、若手に任せてはとの意見も出ましたが、何でもやめてしまうのは簡単だが、次に立ち上げるのは難しい。もしかしたら、立石側から登れなくなってしまうのではと心配されました。それなれば、駐車場を借り、人数を減らし、荷台に乗り合わせれば、何とかなるだろう。そして、頂上から立石に向かって刈ろうということになりました。

行政は、よく自助、共助と言われますが、みずからの力でやろうにもできないとき、例えば、道の復旧もそうです。積極的な公助も必要となるのではないのでしょうか。

今回、私、滞納について、有害鳥獣について、災害に強いまちづくりについての質問をします。災害後の厳しい財政状況の中、市民の公平性を保つためにも、収納対策課の力が試されています。有害鳥獣による被害は大きく、農林課はこれにどう立ち向かっているのか。朝倉市の災害に強いまちづくり、職員のリーダーシップに期待し、これより質問席より質問をいたします。

(11番柴山恭子君降壇)

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） まず、税目ごとの滞納額についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） それでは、市税の税目ごとの滞納額につきまして、平成23年度と平成29年度を比較する形で申し上げます。

まず、現年度分でございますが、個人市民税につきましては、平成23年度収入未済額、いわゆる滞納額ですが、4,448万1,000円、平成29年度収入未済額2,688万4,000円となっております。

次に、法人市民税でございますが、平成23年度収入未済額が167万1,000円、平成29年度収入未済額が134万1,000円となっております。

次に、固定資産税でございますが、平成23年度収入未済額1億5,967万円、平成29年度収入未済額9,336万円となっております。

次に、軽自動車税、平成23年度収入未済額502万円、平成29年度収入未済額469万9,000円となっております。

現年度分の市税全体では、平成23年度収納率97.08%、収入未済額2億1,084万2,000円、平成29年度収納率98.24%、収入未済額1億2,628万4,000円となっております。

次に、滞納繰越分でございますが、まず、個人市民税につきましては、平成23年度収入未済額1億5,541万5,000円、平成29年度収入未済額6,989万6,000円となっております。

次に、法人市民税でございますが、平成23年度収入未済額790万3,000円、平成29年度443万8,000円となっております。

次に、固定資産税でございますが、平成23年度収入未済額11億5,806万2,000円、平成29年度1億574万6,000円となっております。

次に、軽自動車でございますが、平成23年度収入未済額1,881万2,000円、平成29年度1,459万5,000円となっております。

滞納繰越分の市税全体では、平成23年度収納率8.96%、収入未済額13億4,438万8,000円、平成29年度収納率8.08%、収入未済額10億9,467万5,000円となっております。

なお、市税全体で申しますと、平成23年度収納率81.84%、収入未済額15億5,523万円、

平成29年度収納率85.29%、収入未済額12億2,095万9,000円となっており、平成23年度と比較して、収納率で3.45%の向上、収入未済額で3億3,427万1,000円の減少となっており、対平成23年比では改善が見られます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） それでは、お尋ねいたします。

市民税や固定資産税は滞納額が減少しておりましたが、固定資産税、平成28年度、平成29年度の滞納の増加の原因は何だと思われましょうか。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） 恐れ入ります。今のお答えする前に、先ほど固定資産税の平成29年度収入未済額を1億云々と申しましたけれども、10億574万6,000円の間違いでございますので、訂正方お願いいたします。

続きまして、ただいまの御質問でございます平成28年度から平成29年度にかけての滞納額の増加の原因はという御質問でございます。

平成28年度と平成29年度を比較しますと、収納率で0.38%、収入未済額で1,146万7,000円の増加が見られます。理由といたしましては、昨年豪雨災害によりまして、例年4回発送いたします催告状の送付を1回中止する等の徴収の配慮、それから発生直後から10月中旬までの間、収納対策業務の縮小によりまして、滞納処分差し押さえの件数が前年度と比較しまして、198件減っております。また、差し押さえによる収入額が前年度に比べまして、2,088万円減ったこと。あるいは、徴収嘱託員によりまして電話の催告が2,701回、それから訪問催告につきましては、1,671回ほど減ったということが主な原因と考えられます。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 災害がありましたので大変だったとは思われますが、手を緩めれば、確実に収納率は下がるということですね。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） おっしゃるとおりで、やはり、通常業務的なものを控えるということは、収納率の低下につながるというのが事実でございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 滞納繰越分の法人税が、平成27年度9.97%と1桁台にぐっと下がりましたが、原因をお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） お答えいたします。

もともと個人市民税については滞納が少ないというのが現実ではございますけれども、お答えとしましては、現実問題として、災害はあったものの、企業等の、一部企業かもしれませんが、景気の上向き等によるものというふうに考えております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 法人の景気の上向きで下がった。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） 恐れ入ります。訂正いたします。

下がった理由といたしましては、災害等の原因が考えられます。先ほどお答えしましたのは、法人市民税がふえたというところを私勘違いしてお答えいたしました。申しわけございません。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 個人市民税は、平成23年度4,448万円から平成28年度2,107万円と半減し改善していますが、収納の向上に向けて、どのような対策をとられているのかをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） お答えいたします。

収納対策課では、現年分徴収率の向上、それから滞納処分の強化、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談事業の3点を柱に継続した取り組みを行っております。

具体的に申しますと、現年分収納率向上につきましては、現年度課税分の未納額が翌年度へ繰り越されますと、滞納額が増加すると納付が困難となる場合もございますから、翌年度への繰り越しを増加させないように、納期限が経過した場合、徴収嘱託員によりまず電話催告、訪問催告を強化し、早期対応による自主納付を促進しております。

2点目には、滞納処分の強化を上げております。未納のままに放置されないよう、個別の事情に応じた納税相談を行っているところでございますが、納期限が過ぎても納付がない場合には、税負担の公平の観点から、国税徴収法等に基づきまして、滞納者の財産調査をできるだけ速やかに行いまして、預貯金、給与などの捜査の滞納処分を強化しているところでございます。特に給与差し押さえにつきましては、完納するまで差し押さえが継続しますので効果的でございます。重点項目として、継続した取り組みを行っているところでございます。

3点目といたしましては、そうした滞納処分の出口対策といたしまして、ファイナンシャルプランナーによる生活改善型納税相談の取り組みでございます。この事業につきましては、税会計管理、金融知識等に精通いたしました専門家でございますファイナンシャルプランナーを相談員として、納税の障害となっている家計問題等を専門的な知識等で解決方法を見出し納税に導く方法でございます。滞納の原因となっている借金問題等につきましては、ファイナンシャルプランナーと一緒に収納対策課の職員が相談を受けておるような現状でございます。こうした取り組みは、滞納者だけではなく、職員の徴収力の向上にもつながっていると考えております。

平成30年度以降においても、現在までの取り組んできました3点を柱に重点的に取り組

んでいき、徴収率のアップにつなげていきたいと考えております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） とにかく頑張っていてほしいと思います。

最後に、滞納繰越分の固定資産税についてお尋ねいたします。

この固定資産税は、平成24年度12億9,817万円、平成29年度10億1,889万円と依然として10億円以上の滞納となっていますが、原因と今後の収納についてお尋ねします。

例えば、納入誓約書はどうなっているのか。支払い計画書はどうなっているのかをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） まず、今、御質問の、納入誓約あるいは支払い計画についてお答えいたします。

個別の内容につきましては、地方税法及び地方公務員法の守秘義務がございますので開示はできませんが、過去の事例等でお答えさせていただきたいと思っております。

まず、納入誓約につきましては、分納誓約という形で、滞納者及び法人等から分割納付の約束を交わすものでございます。

また、支払い計画につきましては、法人等が経営再建等を行う場合に、税金の滞納額を含めた負債につきまして、事業を継続しながら長期にかけて返済を行うために作成されるものと考えております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 支払い計画書をもとに、大体何年ぐらいをめどに滞納をなくそうと思ってありますか。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） 先ほど申しました支払い計画等に関連して申し上げますと、法人等の経営再建に伴う支払い計画につきましては、過去の事例で言いますと、長いもので10年程度をめどとしております。案件ごとに始まりの年度につきましては異なるわけですが、過去の事例を参考にしますれば、10年をめどに最終的な滞納処分を検討せざるを得ないと考えております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） これから10年先をめどに滞納を解消しようということですね。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） ただいま申しましたのは、事業所等の大きな滞納分の部分について特化して申しましたけれども、全体的に言いますと、滞納がゼロになるのが理想ではございますが、限りなく不可能に近いと考えておりますので、今後とも継続して、先ほど申しましたような対策をとりながら、滞納を少なくして、限りなくゼロにしていくというのが基本的な考えでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 法人の経営再建を目指しながらということも聞きました。しかし、今、朝倉市の財政は非常に厳しく、なぜ、公売等に踏み切れないのかをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） 公売等の話でございます。法人を含めました滞納者には、私どもは2通りの方がおられると考えております。もちろん法人も含めてですけれども、払わない人と払えない人と2通り考えております。面談あるいは財産調査を行った上で納税の意思を有していないと判断した、いわゆる払わない方については速やかに最終的な滞納処分に踏み切ります。いわゆる公売、差し押さえ等になります。

不動産の差し押さえ物件の公売につきましても、基本的にはこの考え方になります。分納誓約の一時的な不履行があっても、定期的な面談に応じ、家計状況等の報告があり、わずかでも入金があれば、誠実な納税の意思があると判断しております。ただし、先ほどお答えしましたとおり、10年というめどを超えると最終的な判断をせざるを得ないという考え方を持っております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 私の父はよく言っておりました。集金の残高は常にゼロにしておけ。これは自分の会社の経営が苦しくなることも、もちろんありますが、相手との取引もなくなり、とてもお互いに困ってしまうということです。滞納が続けば、朝倉市も大変ですが、商売をしている人の経営をしている経営者も非常に、心の中で、自分は滞納をしろとか、やっぱり税金も払えない、えらい辛い思いになると思います。納税をどれだけスムーズにやってもらうかは、やっぱり、課の力にかかっておりますので、できるだけ頑張っていて、少しでも滞納のないようにいていただきたいと思います。

それでは、最後に、法人、個人を問わず、滞納者に対し、収納をする立場から、どのようなふうを考えてあるかをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 市民環境部長。

○市民環境部長（岩下英俊君） 収納対策という業務は、私ども考えておりますに、単なる民間で言う取り立てではございません。この滞納者に対して、ただ、お金を取るということで、この朝倉市から追い出したりとか、最終的な配慮のない処分をすることによって企業を倒産させるとか、そういうことは毛頭考えておりません。

最後に、滞納者への指導を皆様方をお願いしたいと思うことがございます。先ほど申しましたように、収納対策は単なる取り立てではございません。先ほど申しましたとおり、払わない人には厳しい最終的な滞納処分を行うわけでございますが、払えないと判断した滞納者あるいは企業につきましては、先ほど申しましたとおり、支援制度等がございます。税等の支払い困難などの相談がありました場合には、必ず収納対策課にまず相談をしてくださいと皆様方お伝えいただきたいと思います。催告や督促、電話あるいは訪問等を行い

ましても、ナシのつぶてという方は、私どもとしては、払わない方とみなさざるを得なくなりますので、どうか、皆様方の御協力もよろしく願いいたしたいと思ひます。以上です。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 収納対策課は税務署と違ひまして、収納に特化して、税金を取るところに対してやっているものではありませんが、いろいろ収納対策課に回ってくる、いろいろなことを経験しながら、くれぐれも住民の皆様とともに滞納のないよう力を尽くしてほしいと思ひます。よろしく願いいたします。

議長、11番。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 次に、有害鳥獣対策についてお尋ねします。

これは立石の果物農家からお尋ねがありました。でも、私もよく県の女性部の会合に行きますと、朝倉は果物がおいしいですねとよく褒められます。お土産は米やブドウなど農産物、もちろん、お歳暮なども喜ばれます。ブドウ農家から相談を受けました。網でカラスは来なくなったが、そのかわりアライグマが下から入ってくるようになって、何とアライグマはブドウの房だけを食べて、きれいに残して食べていくそうです。毎日毎日やられてしまう。まるで、うちの農園だけがやられているようで、矢印でもつけて、この先にも果樹園はありますと看板を立てたいそうです。大平トンネルでよく車とぶつかっています。繁殖率が高いのでしょうか。一部のブドウ農家は何か所もある果樹園を廃園を余儀なくされたと聞きます。

まず、お尋ねします。有害鳥獣の現状と被害金額や捕獲状況についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） お尋ねの件です。鳥獣によります農林水産物への被害金額につきましては、県の農林水産部の資料によりますと、農林産物の合計で、平成28年度が9,111万4,000円、平成29年度が6,322万6,000円となっております。有害鳥獣であるイノシシ、鹿、アライグマの駆除頭数につきましては、朝倉市で、平成28年度はイノシシが937頭、鹿が1,454頭、アライグマ145頭、平成29年度は、イノシシは738頭、鹿1,215頭、アライグマにつきましては90頭の駆除数となっております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 平成28年度、平成29年度と比べますと、被害金額、駆除頭数についても減少していますが、これは、なぜですか。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 平成29年度、災害で山が崩れております。その関係が主な原因と推測されると思ひます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 農産物への被害防止対策と有害鳥獣駆除はどのように行われているかをお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 駆除活動についてお答えします。

市の農作物への被害防止対策につきましては、平成23年度より交付金を活用した侵入防止柵、電気柵と言われるやつですけれども、整備を実施しております。鹿、イノシシ等による被害が出ている農地につきまして、集落単位で受益者、これ3戸以上ですけれども、団体に電気柵の整備要望を提出していただきまして、朝倉市鳥獣被害防止対策協議会にて、電気柵資材を購入し、要望があった団体に貸与しております。平成23年から平成29年までの整備延長につきましては、事業費の合計として、整備の延長が682キロになっております。

事業費につきましては、1億7,014万円となっております、中山間地を中心に継続して電気柵の整備を進めている状況にあります。以上です。失礼しました。

駆除活動の体制としましては、市、JA、森林組合、有害鳥獣駆除部会で構成いたします朝倉市有害鳥獣駆除対策協議会を設置し、朝倉猟友会での有害鳥獣駆除員として組織されております朝倉市有害鳥獣駆除部会へ業務委託しまして、業務活動を実施しております。平成30年度の駆除部会では135名の会員の方に従事していただいております。業務委託費としましては、平成28年度は1,878万1,000円、平成29年度は1,611万9,000円を支出しております。平成30年度につきましても、2,027万3,000円を予算計上しております。以上でございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 業務委託費というのはどのように使われるものでしょうか。駆除部会への委託料でしょうか。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） 駆除部会に対しましての委託料となっております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 例えば、1頭幾らとて幾らとかじゃなくて、部会員が出て、そして、その仕事をすれば、委託料として払われるということですか。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） そのとおりでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） アライグマに対する被害防止、駆除対策についての取り組みについてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） アライグマにつきましては、特殊外来生物に指定されている動物でございます。近年、果樹等への農作物や住宅等へ、宅地内に出没し被害をもたら

らしております。平成30年度の駆除相談も多くなりまして、増加傾向にあると思われま。被害防止対策といたしましては、先ほど申しましたように、電気柵整備の取り組みを実施しておりますので、立石地区において3戸以上の団体で電気整備柵の要望を提出していただきまして、電気柵設置により駆除防止に努めていただければと思います。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） わなを仕掛けるためのわな猟免許についてお尋ねいたします。

受講料が、どれやったかな、資料もらってきました。受講料が、これこれ、5,200円、受験料が5,200円、受講料3,500円、例題集1,620円、補助金はありますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 農林商工部長。

○農林商工部長（岩切範宏君） ただいまおっしゃいましたように、狩猟免許1種目につき5,200円の受講料と手数料がかかりますけども、市では狩猟免許取得助成事業によりまして、上限9,500円として、国の補助事業を活用しながら助成事業を行っておる次第でございます。予算、講習、改良として、3,500円、例題集として1,620円補助しております。以上です。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） お尋ねします。業務委託料。1日出たら幾らになるちゅうところですか。それプラス、捕まえたら幾らちゅうことですか。

○議長（中島秀樹君） 林務係長。

○林務係長（鬼塚秀剛君） 先ほどの御質問にお答えさせていただきます。

委託料につきましては、イノシシとほか鳥獣類関係の業務委託につきましては、業務委託料で払って支払いをさせていただいておりますけども、このほかに、国の補助金を利用しました、1頭に対しまして、鹿の成獣、イノシシの成獣で7,000円、アライグマ、アナグマが1頭1,000円、カラス、銃による捕獲によりましたら、1,000円、わなによりましたら、200円というような、業務委託料、ほかの出動といひますか、捕獲に対しての支払いが行われております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 日当と捕獲した場合のお金は別々のもの。

○議長（中島秀樹君） 林務係長。

○林務係長（鬼塚秀剛君） 日当につきましては、出動の日当に対して幾らということではなくて、捕獲をした捕獲に対しての支払いということになっております。日当のという取り扱いでは、農業振興課のほうで実施隊員という組織をしている有害鳥獣駆除部会から選出をされました25名の実施隊員の方がおられます。この方につきましては、緊急な出動時において活動していただいておりますので、この件につきましては、日当が1日当たり3,000円という支払いがあります。以上です。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。





す。6日18時、江川ダム最大流入量毎秒210トン、同時刻、流入量相当量が放流されたとあります。寺内ダムでは、6日21時、最大流入量毎秒337トン、同時刻、毎秒約120トンが放流され、217トンは洪水調整でダムに貯留されたとあります。

6日、小石原川、佐田川堤防を見てまいりました。佐田川では、相窪で三面側溝が浮き、冷たい水が吹き出しておりました。小石原川では、まだ新甘木橋付近では、いつ越水してもおかしくないと思われましたし、隈江では水があふれ出し、田や道路は冠水し、用水路と道路の区別がつかないようになっていました。一部の家屋には、床下に水が流れ込んでいました。新甘木橋水位は、6日13時から20時まで洪水危険水位2.2メートルを超えています。それでも、江川ダムでは、6日18時、最大流入量毎秒210トン、そのまま放流されたのです。

愛媛県多目的野村ダムで、下流に流される水が90分間で4倍にふえ、5人死亡など、放流急増後、浸水被害が起きた例は珍しくないようです。

放流についての考えを伺います。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 放流につきましては、ダム管理者で、その法律や手続等に基づいて行われているということでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） それでは、今、気候が大きく変わり、土砂降りの雨が降る、今までの経験や知識を捨てなければならないと思いますが、ダム再生手法についてお尋ねいたします。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 今、議員おっしゃいましたダム再生手法についてでございますが、私どもも、昨年、平成29年度の7月5日の豪雨災害以降、治水のためのダム機能の検証等について、管理関係機関に検証をお願いしてきたところでございますが、国のほうでもその具体的な検討の中で、考え方としてダム再生ビジョンというのが示されているようでございます。

その「はじめに」というところの冒頭で、既設ダムの有効活用は、利水容量を洪水調整に活用するなどの運用改善による新たな効果の発揮、堤体のわずかなかさ上げによる貯水容量の増加、短期間で経済的に完成させることによる効果の早期発現など、さまざまな特徴を有しているということで、近年においても、毎年のように洪水や渇水被害が発生し、気候変動の影響は顕在化しつつあり、今後、水害の頻発化、激甚化とともに、未降雨日数の増加や積雪量の減少による渇水の増加が懸念されている。気候変動による外力の増大に対して、長い区間における河道改修には制約が多い中、上流で洪水を貯留し、下流の河道への流下を抑制することは有効な手段である。ダムは、運用の変更や施設の改良によって外力の増大に的確に対応する可能性を有しているということで、既存ダムを有効に活用す

る、ダム再生をより一層推進する方策として、ダム再生ビジョンが策定されているということを知っておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） そうですね。そしてこのダム再生手法は、寺内ダムをモデルとしたダム操作ルールを検討、それから佐田川流域をモデルとした治水対策案の検討、小石原川ダムをモデルとした洪水調整の検証、これは、履行期間2019年3月29日までと、平成30年8月8日の建設通信新聞に載っておりました。

そこで、いろいろなことが国も行われております。今度、小石原川ダムができれば、3つのダムを有することによって、朝倉市は常に氾濫から守られるかもしれませんが、やはり、氾濫地域を想定した検討は続けるべきです。そして、前回の質問の折、私は、ダム関係機関、防災関係機関、組織と顔の見える関係をつくり、専門的情報を取り入れ、判断につなげる答弁を行われましたが、今現状、どのようなことが行われておりますでしょうか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 私ども、小石原川ダム建設に伴います関係団体、利水者等を中心にして、建設のための陳情、要望等を国へ伺っているところでございますが、そのような機会等を利用しながら、早期の治水に関する検証等、お願いをその都度行っているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） それほど有効な関係が持っているのなら、6日13時から20時までに氾濫危険水域2.2メートルを超えたとき、どのような話をされましたか、ダム管理者と。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 今回の洪水時につきましては、ダムの放流以前については、ダム管理者によって、その放流手法については適正に放流がされてきておったと思いますし、洪水等の危険が迫った操作においては、その操作前に市長へホットライン等で操作を行う旨の連絡があつておるところでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 2.2メートルの危険水域を超えたときに、江川ダムでは、全ての入った水を流したんですよ。それは認識してありますよね。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 現在の手続による適正な放水手続がなされたというふうに理解しております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 適正な手続によって放流が行われたということに対して、江川ダムは入ったしこ流していることになつるとやけん。そうでしょ。幾ら水が上がろうと

も、入れば流すちゅうことでしょ。それに対して何か話されましたかとお尋ねしております。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） そのような利水専用ダムでございますので、そのような手続が行われるという現状での前提では、特に事前にお話をするということとはございませんでした。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） ダム再生手法を検討をされる中で、朝倉市は、いろいろな情報を、やはりダム関係者に流すべきだと思います。どれくらいの雨が降れば、新甘木橋付近は2.2メートルの危険水域に達する、そういう情報をきちんと流さなければ、検討委員会は機能しないのではないですか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 河川の水位状況につきましては、ダム管理者でも適正に把握をされ、その上でダムを守るための放水操作というものが、手順に沿って行われているという中で、現状では、そのような手続がとられた上で、事前に放水の周知等、あるいは下流自治体に対する放水の連絡をしながら対応されたと理解しております。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 江川ダムはそういうダムなんだから仕方がないと思いますが、朝倉市として、危険水域を今超えております、これで何時に水を流されると水はあふれるかもしれませんよぐらいの情報は流してもいいでしょ。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 相互に下流域の水位については情報を共有した上で、そのような判断をされているということでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 洪水に対する、越水に対する、氾濫に対する思いはないのでしょうか。部長は、何としても朝倉市をみずから守りたいという思いはないのですか。

○議長（中島秀樹君） 都市建設部長。

○都市建設部長（井上 浩君） 私が直接ダム管理者の方と越水に伴います事前の情報を共有しながら、越水を防ぐというやりとりをしていないということについては、議員御指摘のとおり、じくじたるものはございます。

しかし、その操作の前段としては、ダムで行われる最大限の対応というのは、過去の平成29年7月の豪雨でも、この平成30年7月の豪雨でもなされた上で、最終的な流入量に対する放水という判断がされたと理解をしているところでございます。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員。

○11番（柴山恭子君） 確かに、寺内ダムではそういう操作が行われ、朝倉市を守ってい

ただけました。これが、江川ダムだったらそのまま流されたわけですから、非常に大きな災害になったと私は思っております。

ダム再生ビジョンが行われるならば、朝倉市はそれに向かっていろいろな意見を出すべきだと思います。よろしく願いいたします。

○議長（中島秀樹君） 11番柴山恭子議員の質問は終わりました。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後零時10分休憩